



二宮町立中学校における「災害時生徒引き取り個人票」の紛失について

二宮町立中学校において、第3学年のうち1学級分の「災害時生徒引き取り個人票」を紛失したことを報告します。

「災害時生徒引き取り個人票」には、それぞれの生徒の氏名、保護者の氏名、自宅住所、勤務先名称、連絡先を記載しています。

記

1. 概要

令和6年4月8日（月）に、当該学級担任が「災害時生徒引き取り個人票」を生徒から回収し、所定の保管場所へ戻しました。

令和6年4月17日（水）に、校長が保管場所を確認した際に、当該学級分の「災害時生徒引き取り個人票」が見当たらないことに気づき、全職員で検索したものの、見つからなかったため紛失と判断しました。

2. 経過

- ・4月17日（水）以降、全職員で継続的に検索しましたが発見できませんでした。
- ・4月30日（火）に紛失と判断し、学校長がそれぞれの保護者に連絡し、謝罪と経過説明を行いました。
- ・その後も検索を行っておりますが現時点で発見に至っておりません。今後も検索を継続してまいります。
- ・現時点で本件に関わる外部への個人情報の流出は確認されておりません。
- ・本件について、個人情報の保護に関する法律に基づき、国の個人情報保護委員会への報告を行いました。

3. 再発防止策

町教育委員会として当該校に対し、個人情報に記載された文書の保管場所の管理方法の見直しを行うなど、再発防止策を講じるよう指導を行いました。

また、他の小中学校に対しても本件を周知したうえで、個人情報に記載された文書の取り扱いについて注意するよう指導を行いました。

問い合わせ先（担当課直通）

教育部教育総務課 課長 田嶋 卓司 ☎0463-75-9261

